

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年7月16日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年8月1日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張については、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明らかではないが、要するに、以下のことから、本件各処分がいずれも違法又は不当であると主張し、本件各処分の取消しを求めているものと解される。

処分庁は、請求人が働いて得た収入の全額を収入認定して、保護費を算定しており、この取扱いには納得できない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項

の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 3月 3日	諮問
令和3年 4月 23日	審議（第54回第2部会）
令和3年 5月 28日	審議（第55回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をも

ってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

イ また、次官通知第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(5) 局長通知について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局

長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

イ また、局長通知第10・2・(7)によれば、扶助費支給額又は本人支払額の算定において、収入額が月により変動しない定期的収入又は収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入がある、と認められないときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額を算定することとされ、この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取扱うものとされている。

ウ そして、局長通知第10・2・(8)によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」とされている。

(6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 以下、本件各処分について検討する。

(1) 本件処分1について

処分庁は、令和元年8月より、請求人に係る介護保険料が月

額 2,900 円から 1,950 円に変更となったことから、法 25 条 2 項の規定に基づき、請求人の同月分の扶助費を変更（前回処分の変更）することを決定し（本件処分 1）、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(2) 本件処分 2 について

ア 処分庁は、請求人から本件収入申告書 2 が提出されたことから、請求人の令和元年 6 月分の給与に係る収入認定を行い、申告額 22,742 円から基礎控除額 15,600 円及び経費（交通費）2,660 円を控除した後の 4,482 円を請求人の収入額として認定したものと認められる。

イ その上で、処分庁は、請求人の年金に係る収入認定額（月額 67,499 円）に上記アの収入認定額 4,482 円を加算した 71,981 円から、経費として（変更後の）介護保険料 1,950 円を控除した後の 70,031 円を請求人の 8 月分の収入額と認定したものと認められる。

ウ そして、処分庁は、法 25 条 2 項の規定に基づき、請求人の 8 月分の扶助費について、基準保護費 127,090 円（生活扶助費 73,390 円及び住宅扶助費 53,700 円）から上記収入認定額 70,031 円を控除した後の 57,059 円に変更することとし（本件処分 2）、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(3) そうすると、本件各処分は、いずれも 1 の法令等の規定に則って適正になされたものと認められ、また、違算等の事実もないことから、これらを違法、不当なものとすることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、第 3 のことから本件各処分がいずれも違法、不当であると主張しているが、本件各処分については、いずれも法令等の定めにもとってなされたものであって、違算等の事実もないものと認められることは、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張

には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来